

令和3年6月2日
第1回男女共同参画推進部会

午後3時開会

人権・男女共同参画担当課長 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第1回男女共同参画推進部会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、生活文化政策部長より御挨拶申し上げます。

生活文化政策部長 本年4月に異動してまいりました。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、コロナ禍の中でリモート開催とはなりますけれども、御多忙の中、御参加いただきありがとうございます。また、日頃より世田谷区の男女共同参画、多文化共生施策をはじめ、世田谷区政に御理解、御協力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

本日は、今年度第1回の部会となります。昨年度は区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査の実施に当たりまして、委員の皆様には調査項目の設定などに御協力いただきありがとうございました。

また、新聞でも報道されましたが、同性パートナーシップ宣誓を導入した世田谷区をはじめとする都内12区市による東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワークを設置し、5月19日に第1回の会議をオンラインで開催したところでございます。今後、性的マイノリティー施策全般及びパートナーシップ制度の利便性向上を目指しまして、自治体間の連携を強化してまいります。

長くなりましたけれども、本日の部会では次第記載のとおり報告案件2点を予定しております。それでは、活発な御議論のほどよろしくお願い申し上げます。

人権・男女共同参画担当課長 ありがとうございました。

次に、本日の部会について確認及び御案内をいたします。

会議開催に際しまして、3点ほどお知らせがございます。この部会は傍聴を認め、公開で行います。部会での議事について、議事録や当日の資料等を区のホームページ等で公開いたします。そのため、速記事業者が入り録音をいたします。以上の3点について御了承くださいますようお願いいたします。

また、オンライン開催ですので、次の点について御承知おきください。

発言時以外はミュートに設定をしていただきますようお願いいたします。

発言する際は、カメラから見えるように手を挙げていただき、部会長から指名された後に御発言をお願いいたします。

記録のため、事務局でZoomのレコーディングを行っております。御参加の皆様は録

音、録画、スクリーンショットなどを御遠慮くださいますようお願いいたします。

Z o o mにはテキストチャットもございますが、記録には残りません。一時的に席を外すときなど、事務的な連絡にのみお使いください。

進行中、トラブル等ございましたら事務局までお電話またはメールでお尋ねください。

なお、本部会は過半数の出席で成立いたします。本日、全委員9名のうち8名の御出席ですので、会議は成立しております。なお、まだ御参加されていらっしゃらない委員につきましては、遅れて参加の予定でございます。また、傍聴として6名の方がオンラインで御参加いただいております。

次に、事前にお送りいたしました資料の確認をさせていただきます。次第のところを御覧ください。そこから下の資料について確認させていただきます。

資料1 - 1、「世田谷区第二次男女共同参画プラン」の中間評価と検討状況、こちらは本日差し替えで送付させていただいているものもございます。

資料1 - 2、調整計画体系（案）。

資料1 - 3、調整計画サブタイトル案。

資料1 - 4、数値目標（案）、この数値目標（案）についても本日送付させていただいております。

資料1 - 5、らぶらす運営の3つの重点 / 5つの施策。

資料2 - 1、世田谷区犯罪被害者等支援の取組みについて。

資料2 - 2、犯罪被害者支援の取組のリーフレット、以上でございます。

足りない方はいらっしゃいますでしょうか。その他、委員の皆様には資料送付時に「らぶらすフェスタウィーク」のチラシを送付させていただきましたので、御確認ください。こちらは準備が整い次第、区のホームページにて公開いたします。

それでは、次第2、議事に移ります。ここからは部会長に進行をお願いしたいと思います。お願いいたします。

部会長 よろしくお願ひいたします。本日も御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが、議事に移らせていただきます。

議事は、本日は報告事項が2つです。特に1が非常に重い報告事項になっておりますので、そこが中心だと思っていただけて結構です。

それでは報告事項の1、「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」素案たたき台についてということで、こちらについて、まず事務局から御説明をお願いいたしま

す。

人権・男女共同参画担当課長 それでは、資料1を御覧ください。詳細については担当係長から御説明させていただきます。

事務局 よろしくお願いいいたします。

資料1-1をまず御覧ください。前回の男女共同参画部会が2月1日でした。私どもは、その後庁内の関係所管とまず調整を進めてまいりました。昨年中の事業の成果を今各所管に問い合わせておりますが、それと並行して、特に関連の深い所管とともに係長級による作業部会を行い、プランの中間評価と検討状況をまとめたところです。また、評価と検討状況につきましては、前年から引き続き策定支援業務を委託しております事業者の支援も受けております。

資料1-1をお開きください。昨日皆様には資料1-1をお送りしまして、そちらが最新になっています。事前に読んでくださった方にはメールの中で2か所だけ表現の修正等がありましたということをお知らせしておりますので、御確認ください。

資料1-1は40ページほどの構成になっております。そのうち「計画の性格、位置づけに関する事」に関しましては、まず、国の第5次男女共同参画基本計画が昨年12月に決定しましたので、それを踏まえます。そして2ページ、新型コロナウイルス感染症の影響について、法改正の動き、国事業等について整理をしています。このうち、新型コロナウイルス感染症の影響については、特に女性に関して貧困、雇用の関係、それから自殺の関係、こちらにつきましては国の報告とともに、区の今分かる限りで数値についても触れております。世田谷区の特徴として、女性の自殺が国ほど大きく増えていないということを担当所管に確認をしたところでございます。雇用のほうは若干の影響が出ています。

5ページ、「2 体系等、計画全体に関わることについて」です。男女共同参画推進部会と、先ほどお話をした庁内の作業部会、係長級を中心とする実務担当者から、この間話し合ったことについてまとめたところです。それらの事実や認識を踏まえて、調整計画の策定に向けた見直しの方向性をここに整理しております。

6ページ以降は基本目標と課題について触れております。世田谷区の男女の計画は4つの基本目標と、それを進めるための推進体制で構成されておりますが、現在の基本目標、そして推進体制について現状の評価検証をした上で、新規の取組として必要と思われること、そして策定に向けた見直しの方向性をまとめたところです。

基本目標、6ページに掲げた数値目標の達成状況については毎年部会員の皆様にも報

告している資料を基に、令和元年度のところまで入れていきます。これが素案の段階では令和2年度がおおむね入る、公表が可能のところまで入れた形で素案として出ていきます。

7ページ、「課題1 固定的な性別役割分担意識の解消」から始まっております。全部で課題は12ございます。

まず、統計、データから現況の分かるところをまとめています。令和元年度実施の男女課による区民意識調査、令和2年度実施の男女課による区内企業への調査、そしてその他の調査等から分かるところや報道されているデータ、区の現実のデータから分かるところを、それぞれこの統計・データからのところにまず入れていきます。その上で、各会議体から出た意見、先ほども申し上げましたが皆様の会議体、庁内の会議体から出た意見をまとめた上で、プランの中間評価をまとめ、そこに今後拡充すべき取組や新規の取組についてまとめました。

8ページを御覧ください。各事業について、それぞれ現時点で考えられる拡充すべき取組や新規の取組、そして調整計画の策定に向けた見直しの方向性について触れております。以下、同じことが4つの基本目標及び計12の課題について、それぞれ展開されています。このような形でこの冊子が最後まで進められていることを御確認ください。

続きまして、35ページ、「(5) 推進体制」です。現計画では推進体制の方策が3つ定めています。「男女共同参画センター“らぷらす”の機能の強化」、「区職員の男女共同参画推進」、「推進体制の整備・強化」、こちらについてもこれまでの課題と同じ手法を用いまして、データから分かること、会議体から出た意見、プランの中間評価を踏まえまして、今後拡充すべき取組や新規の取組について、事務局で現時点の状況をまとめて、見直しの方向性を記載しております。3つの推進体制の方策について同じようにしております。

最後に41ページを御覧ください。用語解説を載せています。現時点では国の第5次男女共同参画基本計画本文に掲載されている用語の中から、世田谷の現プランに掲載されていない用語をピックアップして解説を加えました。このあたりがこの後皆様と御相談していく素案でも紹介されたり言及されていくと考えております。用語解説は今約2ページとなっております。

資料1-1についての説明は以上でございます。

部会長 それでは、まず今資料1について御説明いただきましたけれども、その後資料1-2の調整計画体系図とか、サブタイトルとか、本日の資料に従いまして順次議論していただっていくことにしたいと思います。全体として時間は十分に取ってございますの

で、こちらに対する御質問と御意見、特に資料1-1は大変分厚いものでございますので、見方について大体イメージしていただいたと思いますが、基本目標のそれぞれについて統計やデータその他から出てきている意見や、それから中間評価があって、それが見直しの方向というかそういうものを書いてあって、それが次のところの体系図の中で調整したプランになっていくはずで、その後、その流れで中間評価とか統計データとか、そういうところの流れ、あるいは見直しの方向などにつきまして御質問、御意見いただきたいのですが、どうでしょうか。一挙にやってしまいますか。それとも、基本目標 に即してとか、そのようにやっていきますか。どちらがいいでしょうか。

事務局 事務局としては1個ずつでお願いしたいです。

部会長 分かりました。そうしたら、基本目標 から行きますね。

まず、「性格、位置づけに関すること」ということで、1ページ目から5ページ目までで何か御質問、御意見はございますでしょうか。特にございませんか。

そうしましたら、先に行きたいと思います。基本目標に沿いまして御議論いただきたいと思えます。

まず、「基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進」というところでございます。これにつきましては6ページから12ページまで議論がございます。こちらのことにつきまして先ほど大変急いで御報告いただいておりますが、説明についての御質問でも結構ですし、あるいはこのまとめ方について、あるいは見直しの方向、そういうものについての御意見でも結構です。よろしくお願いいいたします。いかがでしょうか。統計、データなどからでは、性別役割分業意識というのは否定派が多くてだんだん高まっているということ。他方、不平等感は高くなっているということですね。それから、家事に対する参加意識は高くなっているのに実際の行動はあまり変化がないなどということが統計、データ等から分かっております。これを踏まえて、一体どういう方向でこの基本目標を推進していくかということがその後で、私たちのところから出た意見というのが、男性たちにも我が事として理解して関わってもらう必要があるという意見とか、中高年世代に向けた施策、若い世代に向けた施策が必要だなどというもの。あるいは新型コロナウイルスなどの意見が私たちから出ております。

庁内作業部会の中の意見は飛ばしますのでお読みください。

プランの中間評価として、情報発信を強化することができた、情報提供、啓発などについての評価とそこに並んでおります。参加者が増加した、おでかけひろば、両親学級への

父親の参加者が増加したとか、今後こういうところが必要だということで、男性にも我が事と思えるように、ここのところはかなり議論した覚えがございます。あと、教育分野ですね。それから、家庭や地域における男女平等教育・学習の充実ということで、あとはよろしいですか。職場における男女平等意識の向上、そして意識調査による実態の把握と啓発などが評価の中でいろいろ必要なこと、あるいは実現できたことなどの説明があって、新規の取組としてアンコンシャスバイアスを解消していくということが必要だということと、SDGsの話が出ていて、基本的に固定的な性別役割分担意識が変化しているのだけれども、意識と行動の間にギャップがあると。これをどうやって埋めていくかということ、要するに調整計画のほうで実現するような施策に結びつけたい、そういうことですね。

いかがでしょう、皆様のほうで見ていて、ここはもうちょっと書き込んだほうがいいのか、いや、そこの評価は甘いとか、あるいはデータがよく分からないとか、そういうことがありましたらお願いします。どなたでも手をお挙げください。

委員 これはこれまでの議論を踏まえてまとめられたものなのだと思うんですけども、確かにこういう議論をしたなと私も思ったんですが、この理解の高まりはかなり形になっているというか、理解とか意見、男性の家事とかへの参加意識が高まっているような、そういうアンケート結果とかは確実にあるのですが、理解促進のレベルはもういいとして、実際に実現できないのかということが大事なのかなと思いました。例えばもっと具体的にポジティブアクションみたいな、何かそういう、やらなければいけないと思っているけれども男性がほとんど実際していなかったりするわけですね。それがどうしてそうになってしまうのか。男性の長時間労働があったりとか、無意識のアンコンシャスバイアスで女性のほうがやらなければいけないからちゃちゃっとやってしまうとか、そういうのがあると思うんですけども、具体的に何時間家事をやらなければいけないとか、週に1回は男性が全部やるとか、もう実践してみましようみたいな取組も必要なのかなというのと、あとは習慣ですね。どうしても男性がまだ家事を、例えばシングルだったら全然しない人が男性でも女性でもいると思うんですけども、そういう意識ですかね。やる意識というか実践にまで結びつくような習慣を変えるとかという、だから、男性も実際にやる、女性がやり過ぎない。女性も私のほうがやらなければいけないみたいな、多分そういうのがあると思うので、何かそういう男女の意識を実践的に変える取組と、反面、家事をしなければいけないというのが強過ぎる部分もある気がします。私もあまり詳しくない

ですけれども、諸外国に比べて日本はすごく家事にかかる時間が多いみたいな、例えば手料理もしないといけない意識が強かったり、好きな人はいいと思うんですけれども、そういう面から家事の負担をそもそも軽減するような取組が視点としてあったらいいのじゃないかなと。家事の時間が減れば自由な時間も増えてライフ・ワーク・バランスも豊かになるということもあると思います。必ずしも家事は絶対やらなければいけない、完璧にやらなければいけないという方向もちょっと違うかなと思いますので。

ちょっとまとまりがないですけれども、実践が男性もきちんとやるというか、役割分担が実践される取組や視点をもうちょっと、理解促進だけではなく、もう理解はかなり促進されていると思うので、そういう次のステップを考えられたらいいかなと思いました。

部会長 どうもありがとうございました。そうですね、そういう方向で、実際の事業の中で実践に結びつけられるような講座とか啓発物、そういうものを増やしていくことが大事なのかもしれませんね。調整はできないとしてもやっています、やりましょうとか、こういう案がいいのではないですかみたいなものを出すというのも一つの手かもしれませんね。1日交代でうちではやっていますとか、そういうものを示すというのも一つの手かもしれません。

私は先ほど間違えて、基本目標 にあるその他2つの課題を飛ばしてしまったのですが、基本目標ごとに議論をいただいたほうが時間の活用上よいと思いますので、「課題2

女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進」と、「女性のキャリア形成と多様な働き方の支援」の両方につきましても御意見いただきたいと思っております。

統計、データから見ると、それなりに女性管理職を有する事務所が64.7%ということで少しは増えている。事業所調査でいただきましたね。平成22年度は51%だったものが64%と13ポイント増えたといったことがあるようです。それから、それなりに進んでいると言っているところも多い。女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の効果はあったと言っているところが6割だといったようなことがございます。

いかがでしょうか。新規の取組としては、SNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりを背景とした女性に対する暴力の根絶に向けた取組を開始する。調整計画の策定に向けた見直しの方向性では、女性だけが頑張るのではなくて、男性の関わりが極めて重要であって、ワーク・ライフ・バランスの推進とも関連させて進めていく必要があるということだそうです。あるいは「女性のキャリア形成と多様な働き方の支援」で、統計、データのほうにも出ております。

いかがでしょうか、皆様が御意見を出しやすいように話しているだけですので、私が話している間でもどうぞお手を挙げてくださいね。

委員 コロナ禍でより女性が解雇になったということですね。女性の就労、再就職支援というところが一番気になっていました。この部会全体を通じて、社会の不条理でどうしようもなくあおりを受けて苦しむ人をいかに救済できるか、ここは本当に公の部分でしかできないところなので、管理職もそうですけれども、それよりも、やっぱり職がなくて経済的に困窮していらっしゃる方がサポートできているかというところを注目しております。

コワーキングスペースを拡充するなど、らぶらすを中心になさっていくということですが、これは実際に再就職につながっているという事例がどのくらい生まれているのか、質的なこと、量的なことも知りたいですし、コワーキングスペースというのはスペースという話もありますし、就労支援の場という話もありますし、子預かりの場といういろんな側面があるので、あるといいのだけれども、どこに対してアプローチしていくものなのかということに興味を持ちましたので、よろしければ教えてください。

事務局 ありがとうございます。実際の雇用の動き自体のデータは国が把握しています。すなわち、ハローワーク経由で提供を受けたデータでうかがい知るとというのが正直なところです。また、らぶらすにおける働き方サポート相談等については後で阪口館長からお話しただければと思いますが、実は世の中のトレンドを見るのが区レベルでは非常に難しいという現実があります。その中で、離職者の数、相談の利用数あたりから、国とそう差はないものの、今までやってこなかった非正規女性、それからフリーランス女性などへの施策の必要性とアプローチが始まっているということを書かせていただいていますし、この後お話しする次期計画についてもそここのところは入れていきたいというところですが、エビデンスが若干弱いというのが実態ですが、見えているもの、用意しているものからつないでいきたいと思っています。

コワーキングスペースのことです。作業部会には、コワーキングスペースを運営している産業系の部署、それから子育て支援の部署にも来ていただいてお話を伺いました。実は、産業系の部署が運営しているコワーキングスペースは男性の利用のほうがこの間多かったという話も聞いています。テレワークで使っている人たちに、しかも、子育て中の方々に御利用いただけたと聞いています。

一方で、子育て支援の部署が運営しているコワーキングスペース、おでかけひろばへの

併設等々ですけれども、順調に利用が伸びている地区とそうではない地区の隔たりがあると聞いています。いずれにしても、そういったところを引き続き使っていただきながら新しい働き方を支援していく方法を区として呼びかけていくというふうに考えています。

今、基本目標 についてお話をいただいているのですが、働き方のところは基本目標のワーク・ライフ・バランスのほうに大きく関わってきていて、後ほどお話ししますが、新たな働き方については「女性」という視点ではなく「みんなの」という視点で、基本目標 のほうで今後は厚目に扱っていくべきと事務局としては考えています。

部会長 どうもありがとうございました。何か補足はございますか。特にないでしょうか。それでは委員、よろしいでしょうか。また働き方のところで再度御質問などありましたらお願いいたします。

委員 ありがとうございます。

部会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 10ページの新規の取組みでデジタル暴力のことが書いてあるんですが、この取組自体はすごくいいというか、とても深刻な被害なので重要なことだと思うんですが、これは基本目標の ではなくてここでいいのでしょうかという質問です。

事務局 御指摘ありがとうございます。確かに配偶者等暴力防止基本計画のほうに入れないといけませんね。ハラスメント防止との関わりもあるので だけにするかどうかは検討しますけれども、基本目標 のほうになければいけないということは認識しました。すみません、ありがとうございます。

部会長 基本目標 のほうにも再掲していただくか、あるいはこちらを移すか。そちらのほうは、事務局にお任せしてよろしいですか。

委員 はい。

部会長 両方載るかもしれないし、とにかく のほうには入れるということです。どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。いかがでしょうか。「女性のキャリア形成と多様な働き方の支援」もここに入っているんですが、それも含めて に行ってしまうてよろしいですか。

それでは、「基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進」に行きたいと思えます。ここには「ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発」、「男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実」、それから「防災・地域活動等への参加促進」という3つの課題が述べられております。私が読んでいますのは皆さんの御意見を引き出すために読んで

いるので、どなたでも私が読んでいてもどんどん手を挙げていただけるとうれしいです。お願いいたします。

いかがでしょうか、御意見はございますか。ワーク・ライフ・バランスの意識の普及や啓発ということではいかがでしょうか。コロナ後の新しい生活に合わせた働き方の提案とか、育休を取得した男性社員のいる企業にインセンティブを付与するといった新規の取組とか、パタニティーハラスメントの防止に関するセミナーの実施とか、マタニティーハラスメントだけではなくてパタニティーハラスメントも結構あるといったような御指摘だと思います。希望と現実とのギャップがまだ大きいということですね。本当にいろんな社会の中の投書欄とかを見ていると、もう長時間労働でへとへとになっているような方もまだまだいらっしゃるといことがよく分かる。特に自治体の方なんかはそうなのじゃないかなと。このコロナ禍でいろんなことが急に降ってきていて、余りにも長時間でやられないとか、学校の先生とかお医者さんとかもそうかもしれません。ワーク・ライフ・バランスの実現なんていうのは夢のまた夢という話も聞きますので、本当に現実と理想とのギャップは大きいのだなと思っております。どうやったらそれをもっと合わせられるのかというところですね。

それから、「男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実」、これも本当に大きな問題で、圧倒的に女性に偏っている状況が先進国の中では日本は全然変わらないと。家事、育児の負担の分担が今女性5に対して男性1ぐらいなんです。これを私は早目に2対1ぐらいにしたいんですね。そうすると少しは、女性の半分だとしてもその大変さを理解できるような人になっていただきたいんです。そうすると、何で雇用が短くなければいけないかが分かるんですね。そこが分からないと、やったことがなければどのくらい大変なことなのかが分からないんですよ。そういう意味で、ぜひ負担の分担をなるべく平等に近づけるように、理想としては1対1だけれども、無理としても先進国並みに2対1ぐらいにしたい、女性2で男性1ぐらい。現状は5対1。でも、かつて私の時代は9対1、女性9で男性1でしたので、ちょっとよくなった。ちょっとしかよくなかない。大変残念です。それがワーク・ライフ・バランスが改善しない最大の理由だと思いますね。

あと防災・地域。御意見はいかがでしょう。防災などにも非常に関心が高くなっている現状で、女性の参画促進をやっぴり必要としているのだと思います。

委員 一言だけ。やはり理想と現実のギャップは永遠に埋まらないような気がしていて、なぜなら先ほど委員がおっしゃったように理想が高いからなんです。だから、やっ

ぱりそこそこでよいとか、社会のリソースを借りられるものは借りようとか、何かそういうメッセージを積極的に発信していくのがよいのかなと感じています。

もう1点は、世代間で意識がかなり違っていて、私は若い人のプロジェクトサポートをしているんですけども、男女のジェンダー的な分断が余りないですね。むしろ世代間の分断のほうがあるような気がしていて、若い人は割とそういうのはなく、男女だからみたいなのは余りないので、そこはむしろ希望的というか、光が見えるところだなとは感じています。

部会長 高齢の方が持っている意識というのは意外と変化しにくくて、日本は高齢の方が多くてきていまして、選挙民にも多いですし区民にも多いと思います。私も高齢なので余り人のことを言えた義理ではないですが、そういう意味では影響力が大きいのでなかなか変わらないという立ちを若い方が感じられている。恐らくそういうメッセージも高齢者に伝えたほうが良いと思いますね。若い方たちがどんなふうに高齢者のワーク・ライフ・バランスなり子育てなり、そういうものに対する考え方をどう見ているか。そうすると、御自身の御家族とか地域とかで余りはっきりした性差別的なことはおっしゃらないようになるかな。すみません、ちょっと厳しめのことを言ってしまいましたけれども、でも、伝えることは大事ですよ、世代間コミュニケーションができないと大変いら立ちますのでね。

ほかにいかがでしょうか。ワーク・ライフ・バランス関連ですが、よろしいですか。

委員 こんにちは。よろしく申し上げます。

12ページとも関連して「見直しの方向性」にも出てくるんですけども、「望ましい女性の働き方」というのがあって、これは多分前のデータの元の質問がそういう質問だったのだと思うんですけども、「望ましい」って誰にとって望ましいのかなということをやちょっと考えました。本人にとって望ましいものでないといけませんよね、それぞれの方が、自分にとって。なので、14ページのところに第2回のときに線が引いてあります仕事と家庭のバランスというようなことで、ちょっとこの辺の「望ましい」というところが引かかりました。

それと、バランスが取れているというのと経済が成り立っているという、その辺の問題が絶対あって、もちろん余裕は欲しいですけども、そうするとお金が減ってしまうという現実があるのだと思うんですね。特に、女の人の場合は子どもの育児との関係なんかでパートになっていくという現実があるとも思うので、その辺をどうやって改善したらいい

のかなというのがとても気になっております。

部会長 どうもありがとうございます。これは、それぞれが考える望ましい働き方のワードをそのまま入れたんですね。

事務局 そうです。区民意識調査でアンケートを受け取った方々それぞれが、女性の働き方としてあなたが望ましいと思うのはどれですかというところを引っ張ってきました。

部会長 そうですね。アンケート調査の文脈からちょっと外れたところに書いてあるので、あたかも区が望ましい女性の働き方はこうですと言っているようなニュアンスに取れてしまうところがあるということですね。そういうふうに決まっているものを押し付けられているという感じに読めてしまうと、やっぱり引っかかるだろう。ぜひその文脈はきれいに、分かるように書いていただければと。皆さんが望む望ましい働き方、ここが増えているので、みんなが望ましい働き方を実現できるような施策が要るというようなニュアンスですね。よろしくお願いします。

それからもう一つ、お金とワーク・ライフ・バランスはいいけれども、要するに経済的に成り立たなければどうにもならないということ、当たり前ですけどもこれは一番大きい問題ですね。やっぱり長時間働かなければ生活ができないような低賃金の構造を変えていくことは不可避だと思いますね。最近、1500円時給が要るんだということを出したのは連合でしたっけ、出ていましたよね。最低賃金1500円制というのを取らないと、普通の人が普通に働いて時給1500円で計算しないと生活できないというようなことを出してくださった団体があると思いますが、今は1000円前後ですので、そうするとかなり厳しい。そこから長時間労働になっている現実があるということ。

特に、シングルマザーというのは私も随分データを見ましたけれども、シングルマザーであるから本当はもっと子育てに、1人なんだから2人の家族よりも時間が欲しいんですよね、お母さんとすれば子どもに接する時間が欲しいのに、そういうお母さんほど、ほとんど昼間も夜もずっと働き詰めで、御飯の支度に数回帰ってすぐ子どもを置いて出ていく、そういう働き方をするしか生きていけない、そういう状況がある。これはやはり国際的にも批判されている日本の女性の状況なので、ここは何とか改善しなければいけないといつも思っているんですが、そのためには何が要るのかなかなか思いつかないでいるんですけれども。

委員 今、おっしゃってくださったことと同じです。収入のバランスとして、やっぱり男性のほうが高いですね。それから、非正規雇用についてもどちらかと言えば、男女で比

較すれば男性のほうが正規であり、非正規は女性であると。そういった関係が税金の扶養の問題に関わってきて、それから健康保険、そこもやっぱりかかわってきます。そうすると、それならば女性のほうが収入を抑えてとかそういうことが大きく関わってきていますから、先生がおっしゃるように経済、いわゆる税制であったり収入格差の問題については、やはりどこかではちょっと触れていただきたいなというのがあります。それをとても思いました。

部会長 どうもありがとうございます。これはどこかで触れられますかね。計画にはならないとしても、現状ですね。要するに、区にそういうことを計画する力、最低賃金を決めるとかできないことは知っていますので、それを求めているわけではない。だけれども、どうしてそうなっているかという問題構造はしっかり書いておいていただきたいということですかね。

委員 さようでございます。大半の人が収入が少なかったり非正規であったりということと苦んでいるのがコロナ禍の中の現実です。そういったことを外してしまうと、今後いわゆる素案にしる、また報告書にしる、区民が目にする場合、私たちとは違う世界ねという形になってしまいかねない。それをとても懸念いたします。

ですから、人口構成で豊かに暮らしている人たちはこれでいいかもしれない。しかし、大変な人の人数のほうが多うございます。そのところにやはり目線を置いた書きぶりというか、そういったところは外せないのではないかと、そんなふうに思いました。

部会長 どうもありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

事務局 今調整を進めている素案のたたき台においては、新型コロナウイルス感染症が及ぼす男女共同参画への影響ということを一歩取り上げようと思っております。その中で、先ほど見ていただいた今日の報告の女性の就業と雇用、そして自殺のところに触れる予定なのですが、そここのところにどうしてそこが問題なのかといえ、女性の経済状況が厳しいからだということを一歩触れるということではできると思います。それは調整させていただきたいと思えます。

部会長 どうもありがとうございました。委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

委員 はい。

部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしければ、やっぱり時間的に押してしまってますみません。そうしますと、基本目標 を終わって、今度は「基本目標 女性に対する暴力の根絶」に移ってよろしいですか。では、よろしく願いいたします。

「基本目標 女性に対する暴力の根絶」ということで、「課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止」、「課題8 DV被害者支援の充実」、「課題9 暴力を容認しない意識づくり」があります。先ほどと同じように読んでいきますが、読んでいても別に気にせずにお手を挙げてください。よろしくをお願いします。

「配偶者からの暴力(DV)の防止」では、統計、データから、啓発が課題、もう少し認知度を上げることが必要だということがデータから言えるようです。相談件数は増加している。DVに対する相談件数は、特にコロナ禍でかなり上がっているとも伺っています。かなり増えているという現状があるようです。プランの中間評価としては、暴力の未然防止と早期発見、相談体制の充実、それから被害者の安全確保と体制整備などがあります。新規の取組みとしては、DVや虐待に対する研修の充実とか、相談窓口職員のスキルアップ、相談窓口職員のスキルというのはとても大事なんですね。福祉の専門職との連携による専門性の向上、シェルターやステップハウスの確保。

見直しの方向性で、DV防止法について聞いたことはあるが内容は知らない人が多いというあたりをどうやって上げていくかということ。増加傾向にある、逃げられないのか逃げないのか男性に経済的に依存する逃げない被害者もいるということや、逃げられないかもしれませんね。男性の被害者が一定数いるなど、これからさらに発見したり課題としていかなければならないものも多いいんだということが挙がっています。

それから、「DV被害者支援の充実」では、暴力は犯罪であるという認識の啓発が重要であるということ。あるいはDV及び性暴力などあらゆる人権問題に対する対応を充実する必要があるということです。御意見があったらすぐに手を挙げてくださいね、どこでもいいですよ。

各会議体から出た意見、プランの中間評価としては被害者支援の充実ということが出ておりますが、中長期的支援というのが一つのポイントかもしれませんね。被害者支援をその場の緊急避難という形だけではなくて、どうやって生活を再建していくかといったことや、子どもへの支援、子どもが一番大きいんだよね。関係機関との連携強化、それから高齢者、障害者の被害者に対する支援、これもやっぱりこれから充実を図っていかなければいけない。それから、男性、性的マイノリティーの被害者への支援ということもやらなければいけないということで、調整としては、DV及び性暴力に対する人権問題の対応がなされていないと感じている区民が多いということを、どうやって実感に、対応してくれているんだと思えるような施策にしていくかというのは大きなポイントだと思います。

それから、「暴力を容認しない意識づくり」ということで、意識の違いが男女間であるということ、それから職場環境においてハラスメントを見逃さない、そうした意識づくりが要るということです。特に最近、若い高校生とか小学生とかいろいろな子どもたちに対する様々な性暴力事件が大変頻発していることが私たちのほうの委員からも出たと思います。こういうことにどうやって対応していくか。子どもですから本人がなかなか声を上げにくい状況に対して、それを何とかしていかないと、やはり人生そのものを破壊してしまうことがあるということで、そういうことを見逃さないような学校とか関係機関の意識啓発のようなものを充実させていくことが必要なのだと思います。

調整計画の策定に向けた見直しの方向性では、やはり男女間の意識の違いやパワーハラスメント対策に対する意識の違いに着目した啓発の取組が必要だ。加害者のほうがあまり意識していないような発言に対して、それですごく傷を負ってしまうといったこともあるかもしれません。

委員 DVの問題は本当に深刻で複雑なんですけれども、行政の取組として、もちろん被害者支援というのはますます充実させていただきたいのと、本当に刑事事件になるような暴力だったら逆に分かりやすく対処しやすいのですけれども、そこまで行かないような軽いというか、嫌がらせだったり、言葉の嫌がらせだったり、モラハラとか、そういうのに苦しんでいる人たちってすごく多くて、それがあまりに日常的なものと、どうしてもまた男女の構造ですけれども、男性に養ってもらいたいな構造がいまだにあるから、そこでどうしても自分が被害者だと意識しにくい部分があったりとか、そういう犯罪とかまでに行かないようなレベルの人たちの保護をより積極的な感じで行ってほしいのと、あと自立ですよ。やはり女性の自立という方向に向けて導くというか、女性としては就労支援とか、逃げるということ自体が本当に大変なんですよね。だから、その仕組みづくりをもっとやっていただきたい。

一方で、加害者の矯正教育みたいなものも、加害者プログラムみたいなものも民間のがあったりしますけれども、その辺、結局加害者は繰り返すし、自覚がなければ治らないし、加害者がいなければ被害者も出ないので、加害者矯正の取組というのも必要。

あと広報、何十年前は痴漢とかが全然普通で野放しだったんですけれども、ある時期から痴漢は犯罪ですみたいなキャンペーンが行われて、二、三十年前とかに比べると大分状況が変わってきてはいると思うんですよね。だからそういう広報、DVは犯罪ですとか、DVはめったにないことではなくて身近なことなんだというような広報活動とかもますます

す充実させないとなかなか難しいかなと。女性の自立が一番大事ではありますけれども、そういういろんな方面からの取組を引き続きお願いしたいかなと思います。

部会長 どうもありがとうございました。多様な論点があったかと思えますけれども、逃げない、逃げるのが難しいということ踏まえた上で何か対応するという、書いてありましたね、逃げない被害者もいるという。逃げられないのか逃げないのか分かりませんが、その辺のあたり。あるいは、今お話にあった犯罪まで行かない、でも相談したいぐらいのいら立ちというか生活の中での不満感や傷つき感みたいなものはあるという問題、あるいは加害者プログラムということで、それが意識啓発によってどのくらい変わるか分からないけれども、やはりこの数十年を見るとかなり変わってきたということはあるので、それを信じて広報活動その他で新たな戦略を立てながら、DVや性暴力、あるいは暴力、ハラスメントといった問題に対する施策をやっていく、あらゆるところで充実していくということをやりたいということでもいいですかね。まだまだあったかもしれない、いろいろ多岐にわたっていたので。大変今の難しい状況をよく表現していただいたかと思えます。

あといかがでしょうか、御意見ありましたらお願いします。

委員 計画の中にそこまで入れなくてもいいんですが、逃げないDV被害者という文言が国のほうも出てきましたけれども、今回入ってよかったなと思っています。それはなぜかという、実際相談現場にいる相談員としては、逃げるという選択をしないDV被害者のほうが圧倒的に相談者の中では多いんですね。その中には逃げられないという方ももちろんいらっしゃいますけれども、必ずしもそうではないですし、逃げないDV被害者支援に対して逃げるモデルだけしか持っていないと支援にならないというのが現場なんですね。中には、脳の特性とかによってコミュニケーションが不得手な夫婦のような場合もあって、その場合には逃げるよりはむしろ関係調整ということもできるケースも中にはあり得て、これはアセスメントをきちんとした上でということになるんですけども。なので、この逃げないDV被害者をどうアセスメントして、どういう支援を充実させていくのかという、逃げるモデルではない形の支援を考えていけるように膨らませていただけないかなと思いました。

それからもう一つ、用語のことなんですけれども、25ページの「新規の取組み」で「性暴力・性犯罪被害者」と書いてあるものがあります。この文言がこの後触れていただく体系図の中にも出てくるんですが、出てくるところどころで実は文言が違って、ここは

統一していただいたほうがいいかなと思います。国では「性犯罪・性暴力被害」と多分なっていると思いますので、こちらの体系図のほうもそこを統一していただいたほうがいいかなと思いました。

部会長 御指摘どうもありがとうございました。実際に相談に当たる方たちにとって、逃げないDV被害者という概念を持つということが非常に重要だという御指摘、大変勉強になりました。また、用語についての御指摘もありがとうございました。事務局、よろしいですか。整理されていない、いろいろだという御指摘ありがとうございました。これは同じ文言を使ったほうがいいと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしければ次に行かせていただきますが、行ってしまってよろしいですか。

それでは、「基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築」ということで、「課題10 性差に応じたところと身体の健康支援」、「課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり」、「課題12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援」、この3つが入ってきております。

委員 性的マイノリティーのこと全般みたいところで、ちょっと戻ってしまうんですけども、まず、ページ2に戻りまして、新型コロナウイルス感染症の影響をまとめていただき感謝いたします。その中で、性的マイノリティーに関する現状の記述がないことはちょっと懸念をしております。釈迦に説法ではございますが、例えばLGBTユースの4割が相談支援にさらにつながりづらくなったとか、非正規割合が高いですから困窮しているとか、ユースの7割が安全に家にいられないということでステイホームできていないとか、同性パートナー同士が医療を受けられなくて非常に困っているとか様々な観点がありますので、そういった中で世田谷区としてもコロナの傷病手当金を同性パートナーにもしていただいたという背景があって素晴らしい取組もありますので、ぜひ背景の現状というのはきちんと記していただくと、より社会的理解が進むかなと思っております。お願い申し上げますというのが2ページでした。

33ページから、まずは素晴らしいなと思う点からですけれども、34ページの「多様な形の家族を支援する」ですとか、「東京都の養育里親制度の普及と理解を促進する」というところとかは、さすが世田谷区だなというか、やっぱり一歩二歩踏み込んで家族の多様性とか、性的マイノリティーが子育てをするというところまで想定を広げていただき本当に感謝をしています。

余談ではございますが、つい先ほど東京都知事の小池都知事が、東京都の中でもパートナーシップ制度ということを言及いただいたようです。2015年に世田谷区が取り組んでいたというパートナーシップ条例のおかげでこういうふうにならざるを得ない日本が変わっていきまうので、改めて感謝をしています。また、5年後、10年後にこの家族の多様性という文言が生きてくるころだと思ふので、本当に先駆的なところを入れていただき感謝しています。

あと2点、していただけるとうれしいなという期待の部分です。やっぱり今回調査を取っていただいた中では、企業の取組、性的マイノリティーはちょっとまだまだ不足が多いかなと思っています。また、プランの「就労・災害時等における性的マイノリティーへの支援」の中で、就労における取組にまだ不足なところがあるのかなとも考えていますので、ぜひ就労の観点から、今回新規の取組で経営者とか人事の方に向けた講座を実施するところがありますが、ぜひ企業の啓発などは積極的に取り組んでいただけるとうれしいなと思ひます。これが1点です。

もう1点として、コロナのところにも関わってくるんですけども、やっぱりLGBTはもともとトランスジェンダーの3人に1人が鬱を持っています。精神障害との兼ね合いが深かったり、また、非正規雇用の割合が高いことから困窮している人たちが多ひです。福祉サービスや生活保護を利用する場合も多ひですので、区の福祉サービスをされている皆様、機関の理解普及というのは一つ大きな軸として推進をする必要があると思ひます。なかなか取り組んでいる自治体がないんですが、世田谷区が先駆的に取り組んでいただけると助かるなと思ひます。

4点お話をさせていただきました。まとめますと、1点目、ページ2のところではぜひLGBTを入れてください。2点目、家族の多様性に触れていただきありがとうございます。すごく先駆的だと思ひます。3点目に、就労のサポートないしは企業の理解普及をぜひとも願ひします。4点目に、福祉、生活保護、障害福祉、生活保護、あとは高齢者差別も含めて、ぜひ理解普及とかサポートというところを引き続き願ひいたしますというようなところでは。願ひいたします。

部会長 どうもありがとうございます。事務局、今お答えになったほうがいいこと、あるいは御質問し直したほうがいいことがあったら願ひします。いかがでしょう。コロナのあたりはデータがないかなと思ったりしているんですけども、どうでしょう。事務局、願ひします。

事務局 最後の福祉系の職員のあたりとかは、計画に書くというよりも実務の取組を進めていくということになるかと思います。現時点で研修部局とも、もう既に調整が始まっているところであることを御報告させていただきます。

それから、2点目の件については承知いたしました。企業の取組についても検討し、担当と調整して、どこまで行けるかを検討いたします。以上でございます。

委員 ありがとうございます。ただ、部会長がおっしゃっていただいたように、確かに国とか行政が出しているデータがLGBT周りにはないので、民間データになってしまうというところが大きいなとは思っています。

部会長 もしありましたらぜひそれを事務局のほうに御紹介いただいて。そういうものはなかなかデータが見つげにくいということがありまして、私も学生に出すときは大抵民間のデータをネットで探して示したりしているんですけども、意識調査とかそういうのをね。そうしないと、公共的なデータというのはなかなかないので、その辺が難しいところですね。でも、確かにおっしゃるように、災害とかコロナとか、そういう問題のときに必ずやっぱりDVの問題だけではなくて、性的マイノリティーの人、セクシャルマイノリティーの人たちに対する様々な支援みたいなものが滞ったり、今までできていたことができなくなったりして、鬱になったり就労が途絶えたりということがありますので、同じような問題ですね。ぜひお願いいたします。

委員 ありがとうございます。では、まとめて幾つかデータをお送りさせていただきます。よろしくお願いいたします。

部会長 お願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。今、委員がお入りになったようでございます。

委員 遅れてすみませんでした。

部会長 お願いいたします。今、資料1-1の「基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築」というところで、御説明に基づいて質問や御意見をいただいております。

委員 ありがとうございます。

部会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 ちょっと質問です。区職員や教育分野への理解というところがありますけれども、例えば、今の区立中学校で制服というのはどうなっているのかなとちょっと思っていて、女の子はスカート、男の子はズボンでというのがいろいろ問題になっているところも

あるかと思うんですけれども、こういうところから制服というのは結構大きい問題になるのではないかなというのをちょっと感じました。

部会長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

事務局 お答えいたします。世田谷の公立の中学校においては、平成30年度に、制服の呼び方を男子用、女子用から1型、2型、3型に変え、スカート、スラックス、どの性の人がどれを着ることもできるようになっております。併せて月1回カジュアルデーというイベントも用意し、自分たちがその場にふさわしい服装を自分で選べるような実際の機会も設けるような形で、既に取組が進んでおります。後ほど蔡委員には、去年の12月1日号の「区のおしらせ」でかなりそのあたりの特集を組みましたので、皆様にも何かでお送りするときにそのリンクを御覧いただけるようにいたします。

部会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

委員 ありがとうございます。すみません、知らなくて。

部会長 4に関連して、ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、(5)に移らせていただきます。「推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策」ということで、「方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化」、「区職員の男女共同参画推進」、「推進体制の整備・強化」というところが挙がっております。これにつきまして御意見、御質問ございますでしょうか。らぶらすについてということですが、これはやっぱり認知度とかそういうのを上げるということですかね。

事務局 認知度も、です。

部会長 認知度や利用頻度を上げるといったこと。それから、区職員のほうの推進、区職員・教職員の男女平等意識の向上、監督的立場への女性の登用とかいろいろ出ておりますが、女性の割合を40%、現在38.1%となって、世田谷は管理職比率がかなり上がってきているんですね。そういう状況だそうでございます。

それから浸透度、パートナーシップ宣誓とか条例などの浸透が課題であるといったこと。あるいは多様な分野ということが非常に重要であるといったことや、連携とかNPOの育成とか出ております。いかがでしょう、NPOその他との連携というものと自治体との連携、あるいは数値目標の策定に向けてフォローアップしていくことが必要だということ。今後の方向性が出ていますが、御質問、御意見ありましたらお願いします。よろしいですか。資料1-1につきまして、全体を通しましていかがでしょうか。

委員から、何か1-1が終わるに当たってデータをいただける、御意見いただけると事務

局から御連絡いただいておりますが、いかがでしょうか。

委員 先ほどの議論の中で最低賃金のお話が出たので、商工会議所としての立場をこの場を借りて少し御説明させていただければと思います。

まず、最低賃金のお話でございますが、1500円というお話がさっき出たんですけれども、現状、商工会議所としましては、4月15日に国に対して最低賃金に関する要望書を提出しております。2016年から2019年の間は年率3%アップ、これは商工会議所も認めてアップしております。ただ、昨年につきましてはコロナの状況を踏まえて1円アップです。今年度につきましては、現状維持をしてくれないと中小企業はもたないという状況まで追い込まれているのが現状でございます。それにプラスして、皆さんの会社も使っていると思うんですけれども、雇用調整助成金のお話が出てきます。5月25日に国に緊急要望を提出しております、雇用調整助成金を国が特例措置を7月で縮小する、やめるに近いんですけれども、こういう方向に今動いております、これをやめられてしまうとまずもって中小企業、特に飲食店関係、ホテル関係は大倒産が増えてくるということがありますので、雇用調整助成金についても継続を要望しているという状況でございます。

商工会議所としても、皆様の生活を守るイコール企業を守るということで考えておりますので、それをちょっと御紹介させていただけたと思います。以上でございます。

部会長 どうもありがとうございました。企業が倒産しないでやっていくためにどの程度、特に今のコロナ禍の状況の中ではやっぱり上げられないという側面、維持というのが必要だという御意見が非常に強いという御意見を御紹介いたしました。長期的な意味ではだんだん上げていっていただきたいと私も思うんですが、今のコロナ禍においてどうかという問題は、やはりまた別の視点で見ていく必要があるかとも思います。最低賃金を上げることによって企業の倒産が多くなって失業者が増えるということになりますと、また逆の意味での難しさも出てまいりますので、その辺の政策的な兼ね合いは国にはきっと求められるんでしょうね。世田谷はその辺はちょっと何もできないのかもしれないんですが。どうもありがとうございました。

このことにつきましてでもほかのことでも結構ですが、いかがでしょうか。

よろしければ、それでは次に行きますね。資料1-2、調整計画体系図のほうに移らせていただきます。それではお願いいたします。

事務局 それでは、事務局のほうから資料1-2、体系(案)について御説明させていただきます。

今までの御議論をまとめ、調整計画の体系案を書いたらこんな感じという、6月2日時点での案となります。左のほうから上位のレベルで、だんだん細かくなっていくというつくりの体系図です。基本的には現行の第二次男女プランをベースに作っています。

基本理念、視点のところにつきましては、昨年度の部会でもお話をしておりましたが、このあたりは調整計画ということもありますので、現状変更はなしということで考えております。

次に、真ん中の基本目標のレベルです。こちらも基本的にはあまり変えない予定ではありますが、文言、表現だけ1か所修正をしたいところがありまして、それが基本目標の下線を引いてありますところです。現行では「すべての人が尊厳をもって」という言い方になっています。「すべての人が」だとちょっと主語が大きいといいますが、外国人や障害者などいろんな人たちを含んでしまうんですけれども、中身を見るとやっぱり男女共同参画に関係するところなので、中身に実態を合わせるというか誤解がないように表現をしたいというところがありますので、こちらのとおりに「性別にかかわらず」という文言に変更しようということで考えております。

また、基本目標、現状では今までどおりで考えていて、もちろん配偶者からの暴力ですとか性犯罪、性被害というのは圧倒的に女性が被害に遭うことが多いのは前提ではありますが、実態として男性の被害者、性的マイノリティーの被害者も存在する中で、「女性に対する」と冠をつけるのがどうなのかなというところは今事務局のほうでも議論をしているところです。ただ、こちらをこう変えたいとかいったところはないのですが、そういった議論がありますということで経過報告をさせていただければと思います。

次に、課題のレベルです。こちら大きな柱立てはそんなに変わらないですけれども、基本目標のところでも幾つか変更があります。

まず、課題7と8、DVの防止と被害者支援の充実、こちらは内容がかぶるところが結構ありますので、DVの防止と被害者支援の充実という形で統合を図ろうと考えています。

次に、その下、新規となっておりますが、「性犯罪・性被害の防止と被害者支援の充実」ということで、表現を統一した上で、こちらは新規に柱立てを1個つけ加えたほうがよいかなと考えています。

次に、右半分にあります施策のレベルです。各所管課における細々した事業をカテゴリーごとに束ねたちょっと大きめのラベルという扱いの施策というものです。こちらは実態

に合わせてですとか、新たな課題に対応してとか、そういったところで修正だったり、お引越しだったり、新規に追加をしたりというところがあります。

まず、上から2番目の課題2の「職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止」というのが現行ではあります。こちらは、先ほど資料1-1の御説明のときにもありましたが、ハラスメントの防止というのは最近ではパタニティーハラスメントですとか、労働施策総合推進法の改正によるパワーハラスメント防止の強化ですとか、ハラスメント防止というのは女性の活躍推進のみにとどまらず、男女とも性別にかかわらず全ての人の働きやすさにつながってくるところだと思いますので、一旦こちらは課題4のほうに移動したいと考えております。

次に、課題3のところですが、同じような理由で、現行プランの「多様な働き方の支援」というのがあります。多様な働き方はもちろん女性のキャリア形成にも役に立つはずですが、男女を問わず全ての労働者にとってメリットがあるところから、働き方改革という側面では全ての人にメリットがあるところだと思いますので、こちらも課題4、ワーク・ライフ・バランスの推進のほうに移してはいかかかと思っております。

こちらの課題3については新規で1個追加しようと考えております。それが「非正規雇用の女性や若年女性への支援」というところです。前回のプランでは書けていなかったところですが、今回はやはり新たな施策ということで付け加えたほうが良いと思っています。

課題4のところでは、先ほどお話ししたとおり、ほかのところからお引越しをしていくところが書いてあります。

課題5の「子育て世代への支援」というのがあります。こちらはもともとは子育て世代への支援と地域交流ということで、子育てと地域での子育てというのが一緒になっていたんですけども、どちらかという今は地域での子育て支援というのがかなり重要性を増しているところがあります。ですので、のところにありますように、施策のから独立させて項目立てしたらいいと思っています。

ですけれども、「男性の家事・育児・介護等への」、現在のプランでは「参画」と表現されていますが、実際にもう家事をたくさんやっている男性もいる、もちろん家庭によりけりですけれども、参画をしている人たちもいて、参画をせざるを得ない人もいるというところもありますので、参画する人たちへの支援、参画するようにするための後押しという意味での支援というところを文言を補おうと考えています。

課題8に飛びまして、新規の追加項目として「DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化」というのがあります。御存じのとおり、世田谷区にも児童相談所が開設になり、もとよりDVと児童虐待の複合ケースが問題になっているところがありますので、これは新たに新規項目として項目立てをしておきたいと思っています。

次も新規で課題に立てようとしている「性犯罪・性被害の防止と被害者支援の充実」に関して言えば、に「性犯罪・性暴力被害者への区の支援」、に「国や東京都の施策との連携」を挙げています。では、このたび6月1日に、この後御説明しますが犯罪被害者等支援相談窓口が開設になりました。そういったところの取組ですとか、その他区の支援策を盛り込めたらと思っています。

では、国のほうが令和2年度から令和4年度にかけて、特に若年女性の性暴力、性犯罪被害への支援とかそういったものを強化している期間となっております、そういったところとの連携も視野に入れていければと思っています。

課題10にお進みください。のところ、細かい修正で恐縮ですが、現行のプランでは母子の健康支援となっております。実際には父親も産後鬱のような状態、お父さんが出産をするわけではないので産後鬱というのでも厳密な言い方ではないとは思いますが、お母さんが出産をした後にお父さんのほうも気持ちがちょっと落ち込むということがあったりするというのを現場からは伺っております。そういったこともありますし、乳幼児健診にお母さんだけでなくお父さんも一緒にいらっしゃるケースが最近は大分増えたと聞いております。そういったところもありますので、「親子の健康支援」と表現を改めたいと思っています。

課題12、こちらはで修正を考えています。現在、単に「性的マイノリティへの理解の促進」と書いてあるんですが、こちらは対象を明確化しまして、「区民や事業者の」と啓発の対象を明確に記そうと思っています。現在、ここの施策にぶら下がっているのはどちらかというと区民向けの理解促進策というところが大きいんですけども、先ほど委員がおっしゃったように、事業者に向けた啓発というのも非常に大事だと思っております、事業者の中で働く人のため、あるいは事業者が提供するサービスでも差別がないようにというところもありまして、このように考えております。

は新規ということで、「多様な形の家族の支援」ということで、こちらは新たに項目立てをしたいと思っています。

続いて推進体制ですが、方策1「『らぶらす』の機能の充実」ということで考えており

ます。こちらの中身、この間人権・男女課のほうでもらぶらすの役割、機能についていかに充実させていくかを検討した際に、資料1 - 5のとおり3つの重点 / 5つの施策ということでまとめております。そういったところの議論も踏まえまして、こちらの方策1については全面修正、改組を予定しております。

最後になりますが方策3は、 に新規ということで、条例に基づく推進体制の整備ですね。現行のプランができた翌年に、この審議会の基となっております条例が制定されております。そこで、今のプランでは条例については触れられていないんですが、調整計画ではきちんと位置づけておこうと思っております。

のところ、現行プランでは国や都との連携強化とありますが、実際には、最初に冒頭の部長挨拶でも申し上げたとおり、自治体間のパートナーシップ宣誓を導入している自治体間のネットワーク会議が新たに発足するなど、市区町村レベルでのネットワークづくりが非常に大事になってきております。そういったこともありますので、他自治体との連携強化というところは1つ加えたいと思っております。

と つきましては、今までNPO等の育成など、NPOとこちらでは表現していたんですけども、実際には一般社団法人ですとか、社会福祉法人ですとか、あるいは任意団体ですとか、法人格を問わずいろいろな市民活動団体が存在します。そういったところとの連携ですとか協働というところが非常に大事になってきておりますので、NPOに限った言い方ではなく、「市民活動団体」と改めたいと思っております。

御説明が長くなり恐縮ですが、資料1 - 2について以上となります。

部会長 どうもありがとうございました。今の調整計画体系図、施策を移動させたり新たに追加したりという御説明がございましたけれども、それについての御質問、御意見はございますでしょうか。

事務局 今、職員のほうから1 - 5についても言及がありましたので、この場で1 - 5まで説明させていただきます。

らぶらす運営の3つの重点 / 5つの施策というのは、プロポーザルで選定をしたらぶらすの運営事業者、社会福祉法人共生会SHOWA、今3年契約の2年目を迎えておりますけれども、令和3年度の事業内容等を調整していくに当たり、区とらぶらすと共生会SHOWAとの間で検討を進めている内容を御紹介したものでございます。次期5年についてもこの内容を受け継いで発展させていくと考え、現在プランに入っているというところ です。

なお、今後の調整について今まさに進めているところで、今回はこういうことに視点を置いて今進めています、次期プランにもこの考え方を反映していく予定ですというところの御報告にとどまりますが、御容赦ください。以上でございます。

部会長 どうもありがとうございました。資料1 - 5に基づく御説明と思ってよろしいですね。らぶらす運営の3つの重点 / 5つの施策という資料についての御説明をいただいたということになります。それも含めまして、御意見、御質問をお願いいたします。

先ほどいろいろ私たちのところで言ったような、移動するとかそういうのがうまくいっていますでしょうか。これはこっちのほうがいいのではないかとか、何でここにこれが入っているのか、これは足りないのじゃないのか、御意見ありますでしょうか。どなたでも。あと少し待って意見がなければ先に行ってしまうですよ。よろしいですか。

そうしましたら、大変申し訳ないですが時間がございますので、とりあえず先に進めさせていただきます。資料1 - 3、サブタイトル案が出ております。こちらについての説明をお願いいたします。

事務局 資料1 - 3、サブタイトル案について御説明をします。

まず、こちらのサブタイトルについてですが、やはり男女共同参画という言葉がなかなかなじみにくいというか、取っつきにくいという意見が庁内の検討の中で見られました。その中で、ちょっと本質的ではないかもしれませんが、いかになじみやすく我が事として思ってもらえるように届けられるかということを考えたときに、調整計画にサブタイトルをつけてみようかなということで、こちらの6つを事務局のほうでつくってみました。

この6つの案の中からここで投票で選ぶとかそういうわけではなくて、大体こういうところがキーワードとして挙がるかなというところで御提示をしているものです。ちなみに、1ページ目の下半分から2ページ目にかけて、都内のほかの自治体の男女共同参画系の計画の中からサブタイトルをつけているものだけピックアップして、こういう感じでほかの自治体ではつけていますというところで参考までにおつけしております。こちらを見ますと、基本理念ですとかそういったものをサブタイトルのようにつけている自治体が結構多く見られるのですが、当区の基本理念はサブタイトルにするには少し長いので、その中からエッセンスを拾い上げてという形になるのかなと考えております。

サブタイトル案についての御説明は以上です。

部会長 どうもありがとうございました。サブタイトルです。第二次男女共同参画プラン調整計画の副題というかサブタイトルとしてどういうのがいいかという案でございます

が、御意見ございますか。こういうものにしてほしい、あるいはこういうのは嫌だみたいなことでも結構だと思いますけれども、ありましたらお願いします。あるいはこれが好きとか、ほかの自治体のこれはいいとか、そういうことでもいいかもしれませんが、いかがでしょうか。最終的には事務局にお任せするのだけれども、こういうのがいいのではないかという御意見がありましたらお願いします。今の案は大体どれもいいですか、どれもなかなかよいでしょうか。これは嫌だというのは特にはないですか。

委員 質問ですけれどもいいですか。方針ですけれども、何とかプランみたいなのを短く、例えばはばたきプランとかありますよね。東京都じゃないですけれども、川崎市のががやきプランみたいな、名称そのものをちょっと柔らかい言葉にするというのがありますし、今見ると大田区とかもそうですかね、武蔵野市とかみたいに、長く理念を説明するようなものもありますよね。この6つの案の中にも割とその幅があって、私個人は割と説明するようなほうがいいかなと思うんですけれども。例えば、3とか4みたいなほうが趣旨にかなっている気がするんですが、その辺は事務局で何か方針は定めておられますでしょうか。

事務局 事務局では検討の段階で、長過ぎるとみんなに読んでもらえないだろうなというところは作業部会や課内での検討も一致をしております。できるだけ短くということが大事だろうとは考えています。何とかプランにするのか、何とかを目指してにするのかについては議論を詰め切っていないです。以上です。

部会長 その前の委員の御質問であった、例えばプランそのものをかがやきプランとか、ありがたい自分でいたいプランみたいな、そんな名前にはしないんですね。

事務局 しないです。

部会長 この形で、世田谷区第二次、これは仮称だから違うのか。そういう名前にしてもいいんですか。それとも、堅い名前はちゃんとつけるんですか。

事務局 技術的には可能ですが、現行ではプラン名は継続で、その後ろにという、国も同じような形を取りますけれども、そちらの方向で考えています。

部会長 継続を重視して、前の名前をつけて、それとの連続性で。

委員 長く説明するのもいいんですけれども、何とかプランで終わったほうがキャッチフレーズ的には耳に残るかなというか、町田市の「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン」とか、説明もしつつ世田谷プランで終わるみたいな。例えば4の「多様な生き方を認め合い、地域でともに生きる世田谷プラン」とか、融合してもいいのかなと。

部会長 サブタイトルという形にせずに、それをプラン名にして、その後に括弧して何とかという前との継続性をつけるという案もあり得るということですね。

藤原委員 「多様な生き方を認め合い、自分らしく暮らせる世田谷プラン」がいいと思いました。言い切ったというか、長くなっちゃいますけれども漏れないほうがいいなど。

部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。あとの皆様はどれもいいという感じでしょうか。

委員 私も「多様性」という言葉を入れていただけるといいなと思っています。

部会長 「多様」、「多様性」、そういった言葉を入れるタイトルがよいと。いかがですか。これは最終的には事務局にお任せですか。それとも何かあるんですか。

事務局 最終的には事務局にというより、これは首長の意向も大きく関わってくるところがあると思われま。

部会長 首長さんの御判断も入るということでしょうかね。

事務局 はい。

部会長 ありがとうございます。では、この推進委員会の中の御意見も少し伝えていただいて、「多様性」とか「多様」という言葉とか、こんな意見もありましたということも伝えていただいて、首長さんの御判断も入って決めていただくということでよろしいでしょうか。よろしければ、先に行かせていただきます。

(1)の最後ですけれども、各基本目標の数値目標についての御説明をお願いいたします。

事務局 それでは御説明させていただきます。資料1 - 4を御覧ください。調整計画の数値目標の案ですが、今、私たちの計画は全部で12の数値目標を持っています。基本的にはその項目は10年間見ていくという形で設定をしているので、それを捨てるということはありません。基本的に全部見ていきます。順に御説明いたします。

基本目標 については、1枚おめくりください。2ページのところに現行プランの数値目標と調整プランにおける数値目標をこういうふうに置いたらというのが書いてあります。3つ置いてありますが、指標2、「庁内の管理監督的立場の女性の占める割合」については、これまで管理監督、係長、課長、部長のまとめた数字であったものに、新たに副次的な指標として、いわゆる管理職、課長、部長というのを独立して、もう一つ並列で書きたいと考えております。また、この分野の達成状況を見る数値目標をサブ的にもう一つ付け加えたいと思っております。この2ページのA、「女性活躍推進法に基づく『一般

事業主行動計画』を策定・公表している区内事業所数」をこちらに掲載することを考えております。これは毎年取ることが可能です。

続きまして、「基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進」、既存の数値目標 4、5、6 についてはこの通り存続した上で、副次的な指標として B、C、「両親学級・ぶれパママ講座における男性の参加人数・参加率」、「ワーク・ライフ・バランスに『既に十分に取り組んでいる』と考えている事業所の割合」を設定してはどうかと考えております。B は毎年取れますが、C は 5 年に 1 回しか取れません。

「基本目標 女性に対する暴力の根絶」については、既存の目標はこのまま継続して追いかけた上で、副次的な指標として D、E を付け加えることを考えております。D、「区職員への DV 防止研修の実施回数・参加人数」、E、「パワーハラスメント防止対策義務化の認知度」、D は毎年取れます。E は当課の調査なので 5 年に 1 度の設定になってまいります。

最後、「基本目標 性別にかかわらず尊厳をもって生きることができる社会の構築」については、現状の数値目標を継続した上で、10 についてはがん検診の目標を定めるといふ庁内他計画の状況に合わせての調整が入る可能性があります。副次的な指標としては、8 ページ、F、G、「パートナーシップ宣誓の認知度」と「性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合」を設定してはどうかと考えております。F も G も両方とも 5 年に 1 度追いかけることができる数字になっています。

御説明が漏れました。2 ページ目にお戻りいただいて数値目標 2、「庁内の管理監督的立場の女性の占める割合」ですが、達成目標を 37% にしていたところ、既に 37% を上回り、区の特定事業主の計画が既に 40% ということで目標再設定を終わっていますので、令和 8 年度目標も 40% に上方修正をする予定です。

御説明につきましては以上でございます。

部会長 どうもありがとうございました。皆様から御意見をいただく前に、副次的目標というのはどのぐらいの期間取るんでしょうか。毎年変わるんでしょうか、ちょっとその辺の御説明があったのかどうか。

事務局 失礼いたしました。基本的には調整計画の 5 年間にわたって副次的な目標を設定して置いておきたいと思っています。ただ、御説明のとおり、中には 5 年に 1 回しか取れないものも含まれています。

部会長 ありがとうございます。これまで決めていた数値目標についてはそのまま継

続、目標達成をしたものについてはちょっと目標値を上げるということ、達成していないものについてはそれを維持するという基本方針ですね。それから、それに副次的な目標を設定するというので、各目標につきましてそれぞれ挙がっています。これにつきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。副次的目標というのもあったほうがいいと思いますね。なかなか数値目標と言われたものが、データが取れないとか、そこからは見えないということがございますので、なるべくきめ細かく追っていくことが現状を把握する上で必要だと思います。それについては5年限りということできりあえず5年間、今後5年間限りではないんですね。同じですね。これまで10年で立ててきたものと5年で立ててきたもの両方を見ていくという案だそうでございます。

何かございますでしょうか。

人権・男女共同参画担当課長 ちょっとまだこの副次的な指標の設定の仕方のもみ込みが甘くて、もう少し、この部会の中でお出しさせていただいたものよりはもっと取りやすく、よりその目標達成に近づきやすいような指標というのがあれば、若干変更させていただくような余地はあるかなと思っています。

事務局 どうもありがとうございました。追加の御説明でございます。5年に1度しか取れないものを1回取っても変化は分からないというところがございまして、もうちょっと変化が分かりやすい、そういうものがあればそういうものに変えていくということは大変重要なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。よければ先に行かせていただきます。

委員 基本目標の「性別にかかわらず」という前の変更のことを今さら申し訳ないんですけども、ずっと考えていて、性的マイノリティーのことを含めていただけてすごくありがたいなと思いつつ、ひとり親家庭のこととか性教育のこととかもこの項目に入っていくときに、「誰もが」というのを「性別にかかわらず」と書き換えることが排他的にならないだろうかとか、含まれていると感じてもらえるだろうかということ、区民の皆様を感じていただけるかというのを懸念しています。「性別や何々にかかわらず」の「何々」がいいのがあったらいいなとずっと考えていて、ちょっと思いつかないんですけども、もう一ひねりしたほうがいいのかもしれないという気持ちがありますということだけを伝えようと思いました。以上です。

部会長 どうもありがとうございます。基本目標ですね。「性別にかかわらず尊厳をもって生きることができる社会の構築」の「性別にかかわらず」というところのもっとい

い表現がないかということですね。これについて皆様いかがでしょうか。今のままでいい、あるいはやはりちょっとひっかかる。難しいですね、この辺は。何か御意見ありましたら、これについてはまたこの後も開かれていると思いますので、事務局のほうにぜひこういうのもあるのではないかなという御提案をいただければと思います。

事務局 すみません、1 - 4の説明を1個だけ漏らしましたので、補足させていただきます。

7ページ、数値目標11、「ひとり親家庭の養育費相談の実施」が、今養育費相談会の回数になっているものに加えまして、その養育費相談を利用いただいた方々の人数を今後追記していきたいと考えております。大変失礼いたしました。以上でございます。

部会長 7ページの養育費相談のところについての御説明の追加がございました。今のことも含めまして、御質問いかがでしょうか。

それでは、大変忙しくなっておりますので、次の議事のほうに移らせていただきます。

事務局 変失礼しました。その前に1個だけ御報告を申し上げます。

先ほど庁内での議論があり、前回、今回と皆様とのお話をさせていただいたのですが、この後事務局は区内で活動する様々な団体の方々からの御意見を聞くフェーズに移ってまいります。子育て中の方、性的マイノリティーの当事者、事業者の方々等につきまして、それぞれ活動中のグループの皆様と意見交換をさせていただきたいと思っております。進捗状況については、次回の会議体で御報告をさせていただきます。以上です。

部会長 どうもありがとうございました。今のことについて御質問ございますか。

よろしければ、それではまた元に戻りまして、事務局より「世田谷区犯罪被害者等支援の取組みについて」の御報告をお願いいたします。

事務局 どうぞよろしくお願いいたします。時間も押しているということですので、手短かに報告したいと思っております。

資料2 - 1を御覧ください。「世田谷区犯罪被害者支援の取組みについて」ということで、令和3年4月22日の日付となっておりますが、これは区議会に御報告した日でありまして、その資料をそのまま使っております。

1、主旨です。平成30年に犯罪被害者支援の条例制定を求める陳情が提出されました。それから本格的に検討を始めたわけですが、令和元年11月から検討委員会のほか、庁内管理職で構成された庁内検討会、この2つの会議体をメインにいろいろ検討してまいりました。その結果を踏まえて相談窓口を開設するという報告になっております。

2の犯罪被害者支援についてです。

(1)相談窓口の開設、令和3年6月1日、昨日から開設しております。それから、開設場所は、今私どもがいる梅丘分庁舎の3階になります。併せて2階に専用の相談室を新たに整備しました。専用ダイヤルも併せて設置したところでございます。配置相談員につきましては会計年度任用職員ということで1名、4月1日から採用して相談に当たるということになっております。

(2)相談員による支援です。の相談対応のほかに、被害者の方から御要望があれば裁判所とか警察に同行しまして、被害者の方が何度も同じことを説明することがないように支援をしていきたいと思っております。庁内所管と連携した支援ということで、支援内容が多岐にわたる場合は関係所管で集まって、そつなく支援できるよう努めてまいりたいと考えております。

次のページです。(3)その他の支援事業ということで、(仮称)連絡協議会とありますが、これは区内の警察署ですとか各支援機関、こういったメンバーで構成して連携していくということです。5月24日に区内4警察と最初の連絡会を設定したのですが、この状況下ということもありまして、書面開催とさせていただいております。普及啓発も併せて今後やっていきたいと思っております。

最後になりますが、3、世田谷区における今後の犯罪被害者支援等につきましては、条例の制定も視野に検討をこれまで行ってきました。しかしながら、相談窓口という具体的な支援策を先行させることといたしました。さらに、相談窓口に寄せられる相談や御意見から被害者の方が求めている支援を把握した上で、充実させていく必要がございます。こういったこれらの声を参考に、条例制定につきましても引き続き検討を行っていくため、学識経験者等を構成員とした検討委員会も継続させてやっていきたいと考えております。

資料2-1の説明は以上でございます。

その次にリーフレットがつけてありますが、これは普及啓発用につくったリーフレットでございますので、後ほどお時間のあるときに確認いただければと思います。

私からの報告は以上でございます。

部会長 どうもありがとうございました。そうしましたら、今の御説明につきまして御質問、御意見ございましたらお願いいたします。御質問等ございますでしょうか。相談窓口が設置できたということ、それから、今後相談機関のことを基にさらに充実していくということですね。御要望がどんなものかということ踏まえながら、条例も含めて施策に

ついて検討し充実を図っていくということだと思います。

いかがでしょうか。よろしければ次に移らせていただきます。

次第3、その他に移ります。本日の内容に関して、あるいはその他のことでも結構ですが、御意見ありましたらお願いいたします。情報提供でも結構です。いかがでしょうか。

男女共同参画センターらぶらす館長 この4月より館長を務めさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。2点ございます。

まず1点目ですけれども、今日皆様のお手元にお配りしていただいていると思いますが、6月27日、らぶらすフェスタを開催いたします。こちらは昨年度コロナの影響で開催できませんでした。その時も小島慶子さんをお呼びしようと思っていたんですね。2年越しでかないましたので、お時間ありましたらぜひ御参加ください。今年らはぶらすウィークとしまして、1日ではなく約1週間にわたりまして様々なイベントをいたします。ですので、当日だけではなくいらしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2つ目ですけれども、このたび推進体制が全面的に修正されるということになりましたので、らぶらすとしましては昨年からは男女課さんと一緒に様々な方法を考えてまいりました。ですので、ちょっとそのことについてお話をさせていただければと思います。

推進体制のところでは書かれていらっしゃる通り、地域に開かれた男女センターを目指すことは当然のことと思っております。どなたにでもいらしていただきたいと思っております。区民利用施設の中でこの人はだめということはないと思っておりますので、らぶらすも同様に、来館者の方、いらっしゃりたい方はどうぞいらしてくださいという体制は引き続き貫いてまいりたいと思っております。

その中で、らぶらすは男女共同参画社会を推進するための目的施設でございますので、来館された方に男女共同参画の意義や男女共同参画の目指すこと、例えば男女格差の是正であったりとか、ジェンダー平等の必要性などを広く啓発すること、そしてらぶらすが持っています情報、事業、講座事業、相談事業を有機的に組み合わせて来館者の方に提供していくことが男女センター、らぶらすの役目かなと思っております。ですので、らぶらすにいらしていただきましたら、様々なポスター等を展示してございますのでそれを御覧になったり、相談機関の講座、チラシがございまして、それを手に取られたり、また、図書をお借りになったりしていただけるように、館内をいろんな形でしつらえております。そのためには、本当に職員総出でコーナーとかを設置したりして、なるべくたくさ

んの方が楽しくいらしてくださるよう工夫しておりますので、ぜひ皆様にもいらしていただきたいと思っております。

また、職員のほうもいらして下さった方が安心して過ごせるように接遇も心がけておりますので、どなたかいらっしゃいましたら安心して行ってくださいということをお勧めしていただければうれしいなと思っております。例えば、小さな子どもがいて自分の時間が持てない方とか、一人暮らしで周りに親しい方がいなくておしゃべりする方がいないなとか、何らかの困難を抱えていらっしゃる方が気兼ねなくふらっと立ち寄れる環境を保っていきたいと思っております。このように、らぶらすにいらしていただいて、言葉にできなかった不安とかもやもやした気持ち、今、コロナ禍でいろんな気持ちが様々動いていると思いますので、そういう気持ちに気づかれて相談を受けてみようとか、講座や居場所に参加していこうかななどということのきっかけになっていただければと思っております。それが自分らしく生きるための次の一歩に進んでいけるのではないかなと思っております。

地域に開かれた施設として、男女センターの果たすべき役割をぜひ多くの方々に知っていただけるような機会を増やしていきたいと思っております。らぶらすの3つの重点取組の中に2と3がございます。地域に開かれた多様な交流の進む施設づくり、もう一つが地域との良好な連携関係の構築、また同じように地域に開かれたらぶらすと書かれておりますが、こういうものを取りまとめながら、男女課さんと一緒にいろんな工夫をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

部会長 らぶらす館長、ありがとうございました。今の御説明に御質問等ございましたらお願いいたします。

委員 先ほど御説明いただいたらぶらすの運営の3つの重点 / 5つの施策に関わることになりましたが、今のお話から踏まえて、「5つの重点施策を踏まえて、実施内容や手法を見直しながら実施する」というところの下の講座・研修のところ「女性の視点を生かした防災講座」、それから「シングルマザーのためのオンライン相談会」と2つございます。これは先ほど皆さんで協議していたところに関わりますが、防災講座のほうは女性の視点という部分では、東京都のほうも女性の視点を生かした防災関係のブックも出ております。女性の視点というよりは子育て世代、子育てしている人の防災に対する視点、そういった啓発というように少し範囲を広げたらいかかなと思います。

それから、シングルマザーという言葉でございますが、これもひとり親世帯、ひとり親家庭と広げてはいかかなと思います。

このコロナ禍になって、在宅ワークで男性が、男女という分け方は余り私はしたくないんですけども、お父さん側が子どもを見ている、それから世話をしている、そういう場面をこのところとてもよく見ます。そういった方々についても、リフレッシュの時間を持ったり、場所であったりというのが必要かと思います。そういった意味で、若い世代にそういったところも目を向けていけば、男女共同参画についても啓発というところのまた新たな視点になるのではないかと思います。

そういったところをもう1度、らぶらすのほうでも御検討いただければ、皆さんらぶらすは男女共同参画と言いながら女性センターの名残がいまだにあるのではないかと。そういった意味で、あそこは女性の居場所だからといった向きもございます。女性の場所というイメージを払拭するような、誰にでも開かれたという、それがそのまま伝わるようなネーミングであったり、それからチラシの作り方であったり、そのあたりを研究していただきたいと考えます。よろしく願いいたします。以上です。

部会長 どうもありがとうございました。

委員 この講演会ですけれども、Zoom配信は同時にはないんですね。

男女共同参画センターらぶらす館長 今のところ、この状況下ですのでリアルでやろうと思っております。会場ですけれども、らぶらすはそんなに広い場所はございませんが、全館を使いまして60人ぐらいの方に入らせていただけるような形を取らせていただこうと思っております。また、それ以上増えた場合は男女課さんと御相談させていただきながらオンライン化も考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。現在まだ席は空いておりますので、どうぞお申込みください。

部会長 では、時間が過ぎておりますので、大変申し訳ないですが、ここで本日の議事を終了させていただきます。この後の進行は事務局に戻したいと思っております。よろしく願いいたします。

人権・男女共同参画担当課長 皆様、本当にどうもありがとうございました。追加の御意見等ございましたら、意見・質問票の御提出、もしくは電話とかメールで御連絡いただければと思います。

次回については7月1日に第1回審議会を開催する予定でございます。また、第2回目のこの部会については日程調整させていただいているところですが、7月下旬に男女部会のほうを開催させていただこうと思っております。決まりましたらまた御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は長時間にわたり本当にどうもありがとうございました。

部会長 ありがとうございました。

午後 5 時 4 分閉会